

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施内容【予定】

	都事業による上乗せを想定
対象児童	市内に住所を有し、保育所等に通っていない乳幼児（原則、生後５７日目の０歳児から２歳児まで）の乳幼児
実施場所	【一般型】 認可保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設 【余裕活用型】 認可保育所・小規模保育事業・認証保育所
利用可能枠	【０・１歳児】 こども１人当たり週１・２日を原則とし、要支援児童等の支援が必要と認められる場合等は、実施施設の可能な範囲内で週５日まで 【２歳児】 こども１人当たり週１・２日を基本とし、実施施設の可能な範囲内で週５日まで ※１ １日８時間・月１６０時間を超えない範囲とする。 ※２ 市外の施設を利用する場合は、こども１人当たり月１０時間までとなる。
利用方式	一時預かりとの棲み分けを明確化するため、定期利用を原則とし、医療的ケア児等の配慮が必要と認められる場合等は、柔軟利用も可
利用者負担額	こども１人１時間当たり３００円を標準とし、日額制の場合は１日当たり２，４００円、月額制の場合は１月当たり４８，０００円を上限に実施施設が設定する。 ※ 都事業による無償化
委託料・補助	月１０時間までの利用分は公定価格(国が定めるこども１人１時間当たりの単価)、月１０時間を超える利用分は都事業による補助

備考 東京都の令和８年度予算要求時点の補助内容から事業内容を組み立てているため、今後示される内容により、変更となる場合がある。

利用の方法について

認定申請は、システムを活用した電子申請となり、スマートフォン等を使用して手続きが可能です。

保護者から市に認定申請

市による認定

認定証発行

施設に事前面談予約

施設との事前面談の予約は、電話等で行います。

事前面談

制度の利用

利用日時は、面談等の際に調整します。

施設で実施